

1 基本料金 10,000円

※ 以下2～14の金額は、基本料金への加算額

2 給与所得 ①給与、退職金、公的年金のみの方で、給与収入が2000万円以下
加算額なし (基本料金のみ)

3 退職所得

4 雑所得 (公的年金) ②給与、退職金、公的年金のみの方で、給与収入が2000万円超
10,000円

5 雑所得 (その他) ①F Xなど先物取引、仮想通貨のよる所得
ア.金融機関等が発行する年間取引計算書が有る場合
5,000円×年間取引計算書の数
イ.上記以外の場合
別途見積り

②その他 (原稿料、講演料等)
別途見積り

6 不動産所得 ①事業的規模 (5棟10室以上)
税務会計顧問報酬料金表の金額に準じます

②非事業的規模
収入金額×1% (最低30,000円)

7 譲渡所得 ①土地・建物
ア.一般、居住用特別控除、収用特別控除
売却収入金額×0.5% (最低50,000円)
イ.買換、交換
別途見積り

②上場株式
ア.特定口座
2,000円×特定口座の数
イ.特定口座以外
売却収入金額×1% (最低10,000円)

③非上場株式
売却収入金額×1% (最低50,000円)

④ゴルフ場等の会員権
売却収入金額×1% (最低50,000円)

8 事業所得 税務会計顧問報酬料金表の金額に準じます

9 配当所得 ①特定口座
特定口座1口座につき2,000円

②特定口座以外 (みなし配当は別途見積り)
配当収入金額×1%

10 山林所得

11 一時所得

12 利子所得

別途見積り

13 所得控除 ①雑損控除
別途見積り

②医療費控除
5,000円

③その他の所得控除
加算額なし

14 税額控除 ①住宅借入金等特別控除
ア.初年度
A.ローンが連帯債務の場合・・・15,000円
B.ローンが単独債務の場合・・・10,000円
イ.2年目以降
加算額なし

②認定長期優良住宅新築等・住宅特定改修特別税額控除
15,000円

③その他の特別控除
別途見積り

注1： 1の基本料金の、2～14の料金を加算した金額となります。

【例】 給与収入700万円、住宅ローン控除初年度 (単独債務)
⇒ 10,000円 + 10,000円 = 20,000円

注2： 非居住者の申告その他特殊な申告、調書等の作成は、別途見積りとなります。

注3： 申告にあたり遠方への出張が必要な場合は、別途、実費交通費をいただく場合があります。

注4： 別途、消費税が加算されます。